

砂川市規則第24号  
令和4年5月20日

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。